三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第六十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　高松市並びに高松丸亀町まちづくり株式会社、高松丸亀町商店街振興組合及び特定非営利活動法人農幸生活

二　地域活性化総合特別区域の名称　中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○国土交通省告示第七百二十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

5　平成二十八年七月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添九別紙一1・6・、1・8・及び2・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第七百二十六号）による改正前の細目告示別添九別紙一1・6・、1・8・及び2・3・の規定を適用することができる。

6　平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。）については、細目告示別添九別紙一1・6・、1・8・及び2・3・中「協定規則第十号第四改訂版」を「協定規則第十号第三改訂版」と読み替えることができる。

11　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項及び第四項並びに第百七十七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第七百二十六号）による改正前の細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項及び第四項並びに第百七十七条第三項及び第四項の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十八年七月十四日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この号において同じ。）を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成二十八年七月十五日以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。）

二　平成二十八年七月十四日以前に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年七月十五日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）

四　国土交通大臣が定める自動車

第二十条第十二項中「協定規則第十六号第六改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第十六号第六改訂版補足第三改訂版一」に、「同規則第七改訂版補足第三改訂版」を「同規則第七改訂版補足第四改訂版」に、「同規則第六改訂版補足第二改訂版」を「同規則第六改訂版補足第三改訂版」に改め、同条第十三項に次の一項を加える。

14　細目告示第三十条第一項から第四項まで及び第六項、第百八条第五項並びに第百八十六条第七項の規定の適用を受ける自動車にあっては、当分の間、細目告示第三十条第一項から第四項まで及び第六項、第百八条第五項並びに第百八十六条第七項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第七百二十六号）による改正前の細目告示第三十条第一項から第四項まで及び第六項、第百八条第五項並びに第百八十六条第七項の基準に適合するものであればよい。

第二十二条第二項中「同規則第四改訂版補足第五改訂版」を「同規則第四改訂版補足第六改訂版」に、同条第五項中「同規則第七改訂版補足第三改訂版」を「同規則第七改訂版補足第四改訂版」に、同条第七項中「同規則第六改訂版補足第二改訂版」を「同規則第六改訂版補足第三改訂版」に改める。

第二十九条第七項、第十五項及び第十七項中「協定規則第百二十三号改訂版補足第三改訂版」を「同協定規則第百二十三号改訂版補足第四改訂版」に改め、同条第十一項、第十四項及び第十六項中「協定規則第九十八号改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第九十八号改訂版補足第四改訂版」に、「協定規則第百十二号改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第百十二号改訂版補足第四改訂版」に改める。

第三十条第十三項及び第十四項中「協定規則第十九号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第十九号第四改訂版補足第四改訂版」に改める。

第三十一条第四項、第五項及び第九項中「協定規則第百十九号改訂版補足改訂版」を「協定規則第百十九号改訂版補足第二改訂版」に改める。

第五十一条に次の二項を加える。

2　平成二十八年七月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添七十八別紙二1・6・、1・8・及び2・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第七百二十六号）による改正前の細目告示別添七十八別紙二1・6・、1・8・及び2・3・の規定を適用することができる。

3　平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車（平成二十八年七月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。）については、細目告示別添七十八別紙二1・6・、1・8・及び2・3・中「協定規則第十号第四改訂版」を「協定規則第十号第三改訂版」と読み替えることができる。

附　則

この告示は、平成二十五年七月十五日から施行する。

○国土交通省告示第七百二十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

「駆動用蓄電池」を「原動機用蓄電池」に改める。

第四条第一号に次のように加える。

ン　第21条第4項に規定する原動機用蓄電池（次号において単に「原動機用蓄電池」という。）